

2017年10月27日  
みずほ信託銀行株式会社

## 平成29年台風第21号にかかる被災者のみなさまに対する 預金・貸出等のお取り扱いについて

このたびの平成29年台風第21号にかかる被災者のみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：飯盛 徹夫）は、被害にあわれたお客さまの預金・貸出等のお取り扱いにつきまして、下記の通り対応します。

### 1. 被災者のみなさまに対する預金等のお取り扱いについて

預金等のお取り扱い	
対象店舗・お問い合わせ先	国内全店舗（※1）
預金通帳、証書、お届けのご印鑑等を紛失された場合	ご本人さまであることを確認のうえ、お支払いいたしますのでご相談ください。 （ご本人であることを確認できる資料をご持参ください）
定期預金等の満期日前のお支払い等	ご相談ください
その他	損傷した紙幣の交換など、今回の被害にあわれたお客さまの状況に応じて、柔軟に対応させていただきます。
ご相談受付時間	月～金曜日9：00～17：00（祝日振替休日を除く）（※2）

※1 出張所（トラストラウンジ・高松営業部）については、書類をお預かりし支店へ取り次ぐ手続きとなります（お手続き完了まで数日かかる場合があります）。

※2 窓口の営業時間は原則9：00～15：00です。15：00以降にお取引・ご相談を希望される場合は各店舗にお問い合わせ願います。

## 2. 被災者のみなさまに対する貸出のお取り扱いについて

貸出のお取り扱い	
本災害による被害を受けられた個人・法人のお客さまへの支援として、状況に応じお客さまの便宜を考慮した対応をさせていただきます。（※3）	
お問い合わせ先	本店・全支店（トラストラウンジ・高松営業部を除く）
ご相談受付時間	月～金曜日 9：00～17：00（祝日振替休日を除く）（※2）

※2 窓口の営業時間は原則 9：00～15：00 です。15：00 以降にお取引・ご相談を希望される場合は各店舗にお問い合わせ願います。

※3 当行所定の審査の結果、ご希望にそいかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以 上